

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程

平成16年4月1日

達示第78号制定

(前略)

(始業及び終業の時刻等)

第15条 再雇用職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 始業 午前9時 ~~15:30~~分
- (2) 終業 午後5時 ~~15:30~~分
- (3) 休憩 正午から午後1時まで

(中略)

附 則(平成18年達示第48号)

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。